

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年2月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900151号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900008号

第1 結論

昭和37年8月から昭和42年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年8月から昭和42年3月まで

昭和39年*月に長男が生まれたのを契機に、同年8月頃にA市のB出張所で、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その少し後に送付された納付書により、妻がA市内の郵便局で昭和37年8月から昭和39年8月頃までの国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。その後、妻が夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたが、年金記録によると、請求期間について、国民年金保険料未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の妻(以下「妻」という。)が昭和39年8月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査及び請求者の国民年金手帳の発行日等により、A市において、夫婦連番で昭和45年4月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和45年4月頃に行われたと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和45年4月の時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金過年度納付記録簿において、請求期間の保険料は未納となっており、妻が請求者の請求期間に係る保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、請求者自身は、請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、オンライン記録によると、請求期間の保険料を一緒に納付していたとする妻も、厚生年金保険の加入を除く請求期間の保険料は未納となっている上、妻に照会したが、請求者の請求期間に係る保険料を納付していたことを裏付ける関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、請求期間は56か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者及び妻が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者

が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900152号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900009号

第1 結論

昭和36年10月から昭和42年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月から昭和42年3月まで

昭和39年*月に長男が生まれたのを契機に、同年8月頃にA市のB出張所で、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その少し後に送付された納付書により、A市内の郵便局で昭和36年10月から昭和39年8月頃までの国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。その後、私が夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたが、年金記録によると、請求期間について、国民年金保険料未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和39年8月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査及び請求者の国民年金手帳の発行日等により、A市において、夫婦連番で昭和45年4月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和45年4月頃に行われたと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和45年4月の時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金過年度納付記録簿において、請求期間の保険料は未納となっており、請求者が請求期間に係る保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間のうち、昭和39年8月頃以降の国民年金保険料について、A市内の郵便局で納付書により定期的に納付していた旨述べているが、A市内の郵便局において現年度保険料の納付が可能となったのは、平成5年4月である上、請求期間当時の現年度保険料の納付方法は、納付書方式ではなく印紙検認方式であることから、請求者の主張は当時の取扱いと符合しない。

加えて、オンライン記録によると、請求期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする請求者の夫も、請求期間の保険料は未納となっている上、請求期間は66か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

なお、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したとする根拠として、国民年金手帳の資格取得欄に昭和36年*月*日(請求者が20歳に達した日)と記載されていることを挙げて

いるが、当該日付けは、請求者が国民年金の被保険者資格を取得した日を示すものであり、保険料納付の事実を示すものではない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1900103 号

厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1900039 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所) における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで

A 事業所に販売営業として勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、その前後の期間より低額になっている。しかし、給与額が下がったことはないため、標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所を吸収合併した B 事業所は、請求期間当時の資料を廃棄しており、当時の事務担当者も在籍していないことから、請求者の主張内容について確認することができない旨を回答している。

また、請求者は、「給与額が下がることはなかった。平成 3 年 7 月頃に、当時の総務課長から、私と別な同僚の標準報酬月額を間違えて (取り違えて) 届け出たことを説明された。」と主張し、当該説明を行ったとする当時の総務課長の名前を挙げているものの、同僚は、「請求者が主張していることについて全く記憶していない。それぞれの方、それぞれの年によって残業手当等の支給額が上下するため、標準報酬月額が下がる場合があった。また、標準報酬月額分の厚生年金保険料よりも高い保険料を控除していたとは考えられない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、請求期間より前から A 事業所において厚生年金保険に加入し、請求期間においても継続して同保険に加入していた同僚 21 人について、標準報酬月額の推移を確認したところ、このうち 10 人は、請求者と同様、請求期間中に従前よりも低額な標準報酬月額が記録されている期間が確認できる上、請求者と上記同僚 21 人の標準報酬月額の推移を比較しても、請求者と他の同僚の標準報酬月額を取り違えて届出されていたとする請求者の主張に合致する同僚は見当たらない。

加えて、上述の請求期間当時の同僚 21 人のうち 11 人 (当時の総務課長を除く。) から回答が得られたところ、このうち複数の者は、当時の総務課長と同様に、残業手当等の支給額が上下するため、標準報酬月額が下がる場合がある旨を回答しており、このほかに、請求者の主張を裏付ける関連資料や具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900084号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900040号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所B部署における厚生年金保険被保険者資格の記録を、保険給付の対象となる記録に訂正することはできない。

請求期間②から⑪までについて、請求者のA事業所B部署における厚生年金保険の標準賞与額の記録を、保険給付の対象となる記録に訂正することはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月1日から平成29年6月1日まで
② 平成24年6月29日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年6月28日
⑤ 平成25年12月10日
⑥ 平成26年6月30日
⑦ 平成26年12月10日
⑧ 平成27年6月30日
⑨ 平成27年12月10日
⑩ 平成28年6月30日
⑪ 平成28年12月9日

平成24年4月1日付でC部門に正職員のD職種として採用され、同日から勤務地に勤務していたが、採用に必要な資格を取得していなかったことが判明したため、平成31年3月31日付で、平成24年4月1日の採用を遡及して取り消された。このことに伴い、加入していたE共済組合の組合員資格も平成24年4月1日に遡って取消しとなった。

A事業所B部署は平成24年4月1日を資格取得日として厚生年金被保険者資格取得の届出を行い、同日から平成31年3月31日までの期間について厚生年金保険被保険者の記録となったが、請求期間については、保険料徴収権が時効消滅していたことから、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所B部署から提出された請求者に係る人事記録カード、給与台帳、出勤簿及び回答により、請求者は、請求期間①においてB部署管内の勤務地に勤務していたこと及び請求期間②から⑪までにおいて賞与が支給されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保

険者の負担すべき厚生年金保険料（平成 27 年 10 月以降は、第 1 号厚生年金被保険者としての厚生年金保険料）を控除していたと認められる場合とされているところ、前述の給与台帳において控除されているのは、平成 24 年 4 月から平成 27 年 9 月までの期間については共済長期掛金、平成 27 年 10 月から平成 29 年 5 月までの期間については第 3 号厚生年金被保険者としての厚生年金保険料であり、上記厚生年金特例法に規定されている厚生年金保険料の控除は行われていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が全ての請求期間に係る厚生年金保険料（平成 27 年 10 月以降は、第 1 号厚生年金被保険者としての保険料）を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。